

盛岡広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0361690068	合同会社濤標	訪問看護ステーション琥珀	滝沢市穴口294番地2	令和4年7月1日